



報道関係者 各位

平成29年6月22日（木）
【照会先】
愛知労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課
課長 土屋 憲一
課長補佐 南谷 元尚
（電話） 052-219-5587

平成28年度労働者派遣事業等指導監督状況

* * 延べ4社に対して行政処分、調査した労働者派遣事業所の約4割に文書指導 * *

愛知労働局（局長 木暮康二）は、平成28年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

< 概要 >

1 行政処分の状況（P2参照）

労働者派遣事業の派遣元事業主の重篤な法違反について、行政処分である「労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令」を2社に対して行い、そのうち1社については、労働者派遣事業停止命令に違反したため、再度「労働者派遣事業停止命令」を行った。また、「労働者派遣事業改善命令」を1社に対して行った。

2 指導監督実施状況（P2参照）

平成28年度は、主に労働者派遣事業の派遣元を中心に1,050事業所（前年度比68.8%増）に対して指導監督を行い、文書指導を行った事業所数は、285事業所（同41.1%増）となった。

3 主な文書指導事項（P3参照）

派遣元に対する指導事項の割合は、「派遣元管理台帳」（31.9%）が最も多く、次いで「就業条件の明示」（31.7%）、「派遣契約の定め」（27.2%）となっている。

派遣先での指導事項の割合は、「派遣契約の定め」（59.3%）が最も多く、次いで「派遣先管理台帳」（57.4%）、「抵触日の事前通知」（27.8%）の順となっている。

労働者派遣元事業所、派遣先ともに、平成27年度の労働者派遣法改正に伴う新たに定めるべき事項等への未対応が目立った。

1 行政処分の状況

- 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令 2社

労働者派遣事業の派遣元事業主が、委託契約と称し労働者供給事業を行ったもの。また、(旧)特定労働者派遣元事業主が、労働者供給されることを知りながら労働者を派遣し、労働者供給事業を幫助したもの。

- 労働者派遣事業停止命令 1社

労働者派遣事業停止命令を受けた労働者派遣事業の派遣元事業主が、当該停止命令期間中に新たな労働者派遣を実施し、事業停止命令に違反したもの。

- 労働者派遣事業改善命令 1社

(旧)特定労働者派遣事業の派遣元事業主が、受託した業務を行うに当たり、自己の雇用する労働者以外の労働者を委託者の指揮命令を受けて労働に従事させ、労働者供給事業を行ったもの。

2 指導監督実施状況

項目	28年度	27年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	1,050	622	68.8%
労働者派遣事業	875	475	84.2%
派遣元	518	264	96.2%
不更新・廃止	303	184	64.7%
派遣先	54	27	100.0%
請負・委託関係	17	41	△58.5%
受託者	5	17	△70.6%
発注者	12	24	△50.0%
職業紹介事業	158	106	49.1%
うち外国人技能実習生監理団体	38	35	8.6%
うち不更新・廃止	46	40	15.0%
②文書指導を行った事業所数(※1)	285	202	41.1%
労働者派遣事業	231	145	59.3%
派遣元	201	123	63.4%
派遣先	30	22	36.4%
請負・委託関係	8	18	△55.6%
受託者	4	8	△50.0%
発注者	4	10	△60.0%
職業紹介事業	46	39	17.9%
うち外国人技能実習生監理団体	32	31	3.2%
③文書指導率(%) (※2)	40.7	50.8	△10.1%
労働者派遣事業	40.4	49.8	△9.4%
派遣元	38.8	46.6	△7.8%
派遣先	55.6	81.5	△25.9%
請負・委託関係	47.1	43.9	3.2%
受託者	80.0	47.1	32.9%
発注者	33.3	41.7	△8.3%
職業紹介事業	41.1	59.1	△18.0%
うち外国人技能実習生監理団体	84.2	88.6	△4.4%

※1 27年度より、派遣元、派遣先指針等に係る指導・助言を含めて計上

※2 文書指導率は、指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち文書指導を行った割合である。

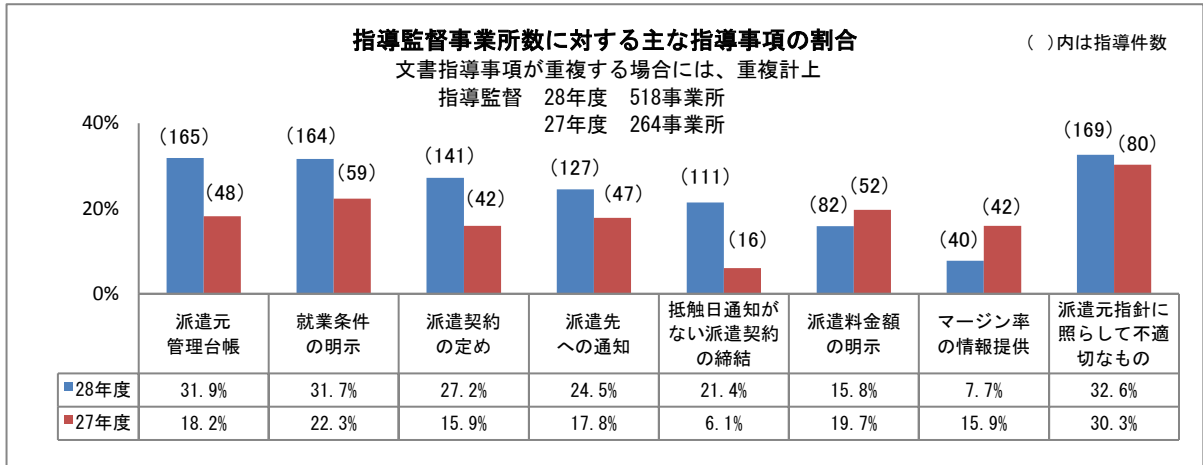
指導監督事業所数は、平成27年度の派遣法改正に伴う周知啓発を主体とした集団指導から、平成28年度は定期指導を中心とした事業所訪問等による個別指導監督に重点を置き取り組んだ結果、指導監督事業所数では対前年度比68.8%の増加となった。

また、文書指導の状況は、前記のとおり指導監督件数が大幅に増加したことに伴い、文書指導件数も対前年度比41.4%の増加となった。ただし、文書指導率は、平成28年度は減少となった。

3 主な文書指導事項

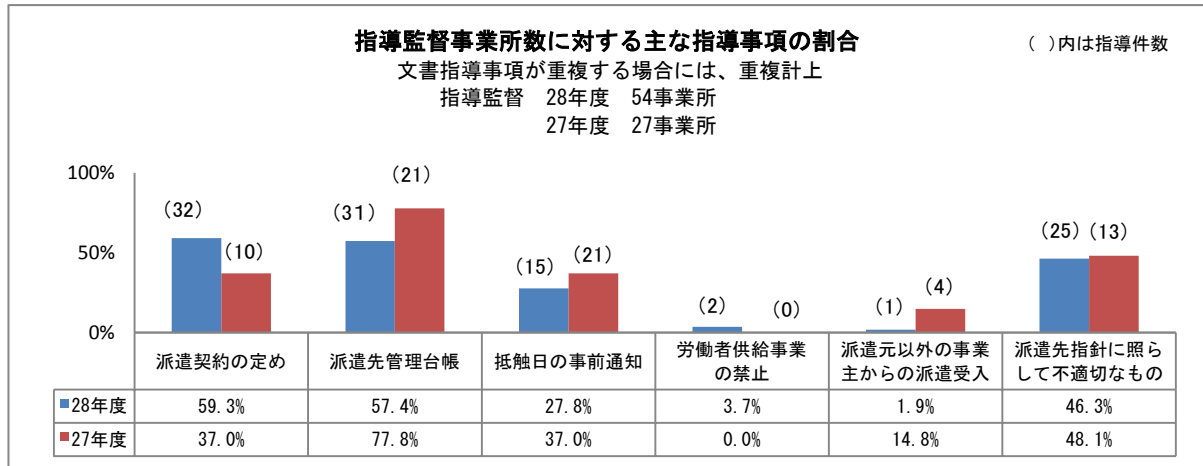
(1) 労働者派遣事業

① 派遣元



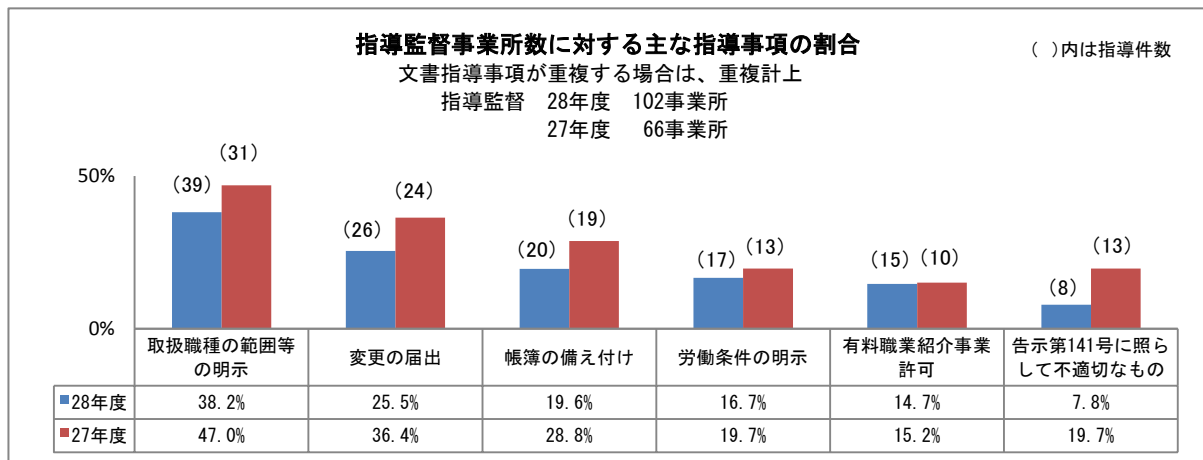
派遣元に対する指導監督を518件実施した結果、指導事項別では、「派遣元管理台帳」(31.9%、対前年度比13.7%増)、「就業条件の明示」(31.7%、対前年比9.4%増)、「派遣契約の定め」(27.2%、同11.3%増)となっている。

② 派遣先



派遣先に対する指導監督を54件実施した結果、「派遣契約の定め」(59.3%、対前年比21.3%増)、「派遣先管理台帳」(57.4%、同20.4%減)、「抵触日の事前通知」(27.8%、同9.2%減)となっている。

(2) 職業紹介事業



職業紹介事業所に対する指導監督を112件実施した結果、「取扱職種の範囲等の明示」(38.2%、対前年比8.8%減)、「変更届出未提出」(25.5%、同10.9%減)、「帳簿の備付け」(19.6%、対前年比9.2%減)となっている。

4 主な文書指導事項の詳細

(1) 労働者派遣事業

① 派遣元

派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・派遣元管理台帳が作成されていない
- ・法定項目が記載されていない（派遣就業の場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）

就業条件の明示（派遣業務内容、派遣先名等の派遣労働者に対する書面による明示）

- ・就業条件の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）
- ・法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日 等）

派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）

- ・書面により作成されていない
- ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）

- ・派遣先への通知を行っていない
- ・法定項目が記載されていない（社会保険及び雇用保険の加入状況（確認書類の派遣先への不提示を含む）、派遣労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）

抵触日通知がない派遣契約の締結

- ・派遣期間の制限のある場合において、派遣先から派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知を受けずに新たな派遣契約を締結している

派遣料金額の明示（派遣労働者への派遣料金の書面による明示）

- ・派遣労働者に対し派遣料金の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）

マージン率等の情報提供（関係者に対して知らせることが適当である事業所の情報の提供）

- ・事業所への書類の備付け、インターネット等の方法により行われていない

派遣元指針に照らして不適切なもの（派遣元が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）

- ・就業日ごとの休憩時間、従事した業務内容等の就業状況の確認するとともに、派遣先との連絡調整が的確に行われていない

② 派遣先

派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）

- ・書面により作成されていない
- ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・派遣先管理台帳が作成されていない
- ・法定項目が記載されていない（派遣就業の場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- ・派遣元に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない

派遣先指針に照らして不適切なもの（派遣先が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）

- ・社会保険等への加入状況について、被保険者証等の確認書類の提示を受けていない

抵触日の事前通知（事業所単位の期間制限に抵触する日の派遣契約締結前の派遣元への通知）

- ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

(2) 職業紹介事業

取扱職種等の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

- ・取扱職種等の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）
- ・法定項目が明示されていない（苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）

帳簿の備付け（求人求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）

- ・管理簿が備え付けられていない
- ・取り扱った状況が記載されていない

労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示をうけ、求職者へ明示）

- ・労働条件の明示が行われていない（書面交付が行われていないものを含む）
- ・法定項目が記載されていない（残業、休日出勤 等）

5 指導監督事例

(1) 派遣元における事例

労働基準監督署との合同監督の実施

労働基準監督署からの違法が疑われる事案の情報提供を受けて、合同指導監督を実施した。
労働者派遣契約、就業条件明示、派遣先通知、派遣元管理台帳などの書面が適正に記載されていなかった、特に派遣労働者に対する労働条件明示書が労働者派遣法で定める就業条件明示書を兼ねていたが、記載すべき事項が不足していることが確認できたことから、適正な事業運営を行うように文書指導を行った。

(2) 派遣先における事例

平成27年法改正に未対応な法違反

派遣期間の制限を受ける労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、新たな労働者派遣契約を締結するに当たり、派遣元へ抵触日を通知することとなっているが、初回のみ通知を行い、契約更新に当たっては通知していなかった。また、就業状況の派遣元への通知に当たり、法定事項（特に従事した業務内容、休憩時間、組織単位）を報告していなかったなどの法違反を確認したため、文書指導を行った。

(3) 職業紹介事業者の事例

法令に定められた求人・求職管理簿を備え付けていない。

無料職業紹介事業者である外国人技能実習生の紹介を行う特別の法人において、求人・求職管理簿等の備付けが適正に行われていないこと、取扱職種の範囲等の明示が適正に行われていないこと等の法違反が確認された。また、職業紹介事業の運営にかかる費用に監理費が充てられており、これは無料の職業紹介とは言えないことから適法に事業運営を行うよう文書指導を行った。

6 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	実施回数	受講者数	27年度 受講者数	前年度比
① 労働者派遣事業・請負関係	100	5,671	13,334	△ 57.5
ア 需給調整事業部各種講習会	84	2,111	735	187.2
・ 労働者派遣事業新規許可事前講習会 （旧特定労働者派遣事業申請説明会を含む）	31	541	244	121.7
・ 労働者派遣事業主許可証交付説明会	12	340	308	10.4
・ 労働者派遣事業主許可更新講習会	12	176	160	10.0
・ 派遣労働者等セミナー	12	343	23	1391.3
・ その他（事業報告記載説明会）	17	711	-	-
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	4	2,835	2,799	1.3
ウ 改正労働者派遣法説明会	3	191	6,631	△ 97.1
エ その他（事業主団体合会への講師派遣等）	9	534	3,169	△ 83.1
② 職業紹介事業関係	28	403	481	△ 16.2
ア 需給調整事業部各種講習会	24	312	309	1.0
イ その他（事業主団体連合会への講師派遣等）	4	91	172	△ 47.1
計	128	6,074	13,815	△ 56.0

7 平成29年度指導監督方針

指導監督に当たっては、定期指導について計画的に実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談に対しては、相談内容等を踏まえ、迅速かつ的確に派遣元、派遣先に対して必要な指導監督を実施し、派遣元事業主等の事業運営、派遣労働者の派遣先における就業実態及び違法事案の把握に努め、重大な法違反に対する行政処分を含めた厳正な指導監督に取り組む。

また、平成27年9月に施行された改正労働者派遣法及び平成29年3月に成立し順次施行される改正職業安定法の周知啓発のため、計画的・効率的に説明会や研修会を開催し、更に、関係事業主団体等が開催する研修会やセミナーに講師を派遣し、派遣労働者の雇用安定と保護並びに民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の徹底を図る。

(参考) 労働者派遣事業及び職業紹介事業所数、許可届出の推移

	平成28年度			平成27年度			平成26年度		
	事業所数	製造	新規許可 届出	事業所数	製造	新規許可 届出	事業所数	製造	新規許可 届出
派遣事業計	6,571	2,332	303	6,992	2,422	381	6,935	2,382	509
派遣	1,762	788	303	1,500	700	102	1,420	656	119
(旧)特定	4,809	1,544		5,492	1,722	279	5,515	1,726	390
	事業所数		新規許可 届出	事業所数		新規許可 届出	事業所数		新規許可 届出
紹介事業計	1,630		120	1,561		125	1,507		139
有料	1,387		100	1,338		102	1,307		133
無料	243		20	223		23	200		6

※ 「(旧)特定」とは、平成27年9月30日の労働者派遣法改正前に届出をした特定労働者派遣事業のことであり、経過措置として平成30年9月29日までは引き続き「その事業が「常時雇用される労働者」のみである労働者派遣事業」を行うことができる。

※ 「製造」欄は、製造業務の労働者派遣を行う届出をした事業所の件数である。